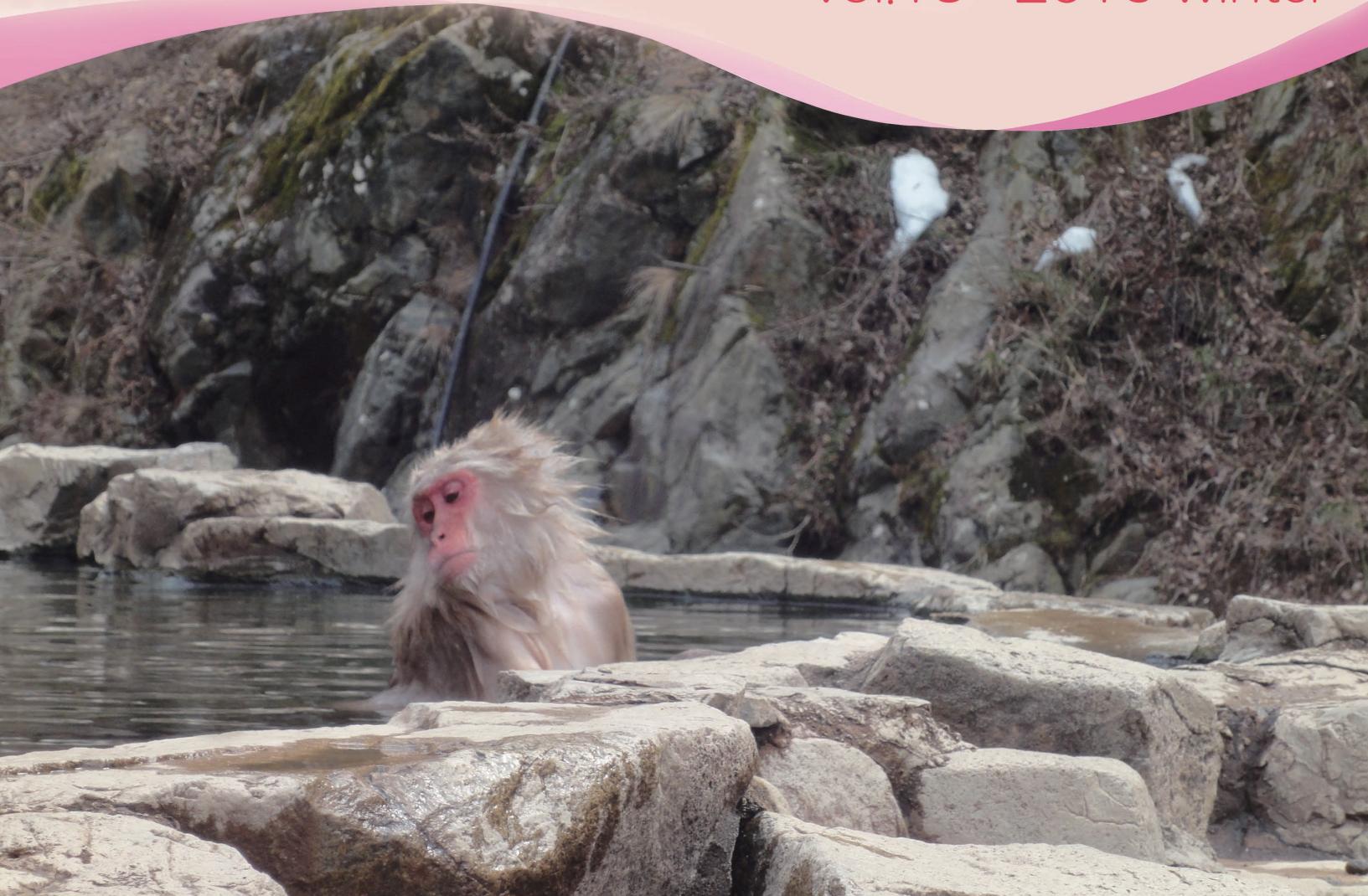


ひまわり通信

vol.15 2016 Winter



スノーモンキー 撮影：按田由紀

目次

- 寄稿文：地域包括ケアについて
八王子保健生活協同組合 専務理事 大久保孝彦 ...2
- 論文：相続についての話（7）～相続の放棄
弁護士：真野文恵 ...4
- 論文：企業ネットトラブルに関する法的対策
～ネット上の誹謗中傷等の書き込み対策～
弁護士：秋山 俊 ...6

ご挨拶

代表パートナー 弁護士 吉川健太郎

故西川忠良先生から事務所を引き継いで3年が経ちました。この間、総合的かつ専門性の高い良質な法的サービスの提供ができるよう、法人化、移転及び新人弁護士採用等で事務所の基盤構築に努め、最近ようやく態勢が整ってまいりました。もっとも、現状に満足せずに更なる向上を目指しますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどお願いいたします。

今回は、私が特に関心を持って取り組んでいる高齢者福祉に関して、八王子市の地域包括支援センター等運営協議会でご一緒したことがあり、その後大変お世話になっている大久保孝彦様にご寄稿いただきました。地域包括ケアは「不可欠な仕組み」とのことですので、皆様ぜひご一読ください。

寄稿文 地域包括ケアについて

八王子保健生活協同組合
専務理事 大久保孝彦

はじめに

「人生は紙おむつから紙おむつ」、永六輔氏の「大往生」（岩波新書）にある川柳です。高齢社会の只中にあって、味わい深いものがあります。本稿のタイトルにある「地域包括ケア」はまだ馴染みのない言葉でしょうが、手短に言えば、介護が必要になっても住みなれた地域・わが家の暮らしを支える仕組みのことです。誰もが望むことですが、ことは簡単ではありません。

人口動態と国の施策動向

高齢者の増加は人口に膚浅されていますが、特に注目すべきは75歳以上人口の伸びです。2015年に全国で1,646万人が、10年後の2025年には2,179万人と32%上昇します（国立社会保障・人口問題研究所）。これは全国平均で、地方では減少する地域もあります。一方で、当法人がある八王子市では51%も増えます。

こうした高齢化に対処するため、いささか粗いですが国が描く医療や介護の将来像は、「75歳以上の高齢者が増え、医療や介護需要が急増する。しかし、介護施設はそれほど増やさず、病院のベッドは寧ろ漸減させていく。

したがって、入院期間はこれまでよりも短縮化し、早期の在宅復帰を促していく。そうなると、まだ医療依存度が高く介護が必要な高齢者が地域で増えていく。在宅医療や介護の充実が欠かせないので、地域における包括的なケア体制を構築していく。」というものです。2012年には社会保障・税一体改革成案に地域包括ケアの構築が盛り込まれ、以来、各種の法整備がなされ、いまや地域包括ケアへのとりくみは「国策」とも言われています。



地域包括ケアについての一般理解

そこで、改めて「地域包括ケア」とは何かです。2014年に成立した医療介護総合確保推進法では、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と定義しています。この場合、地域とは概ね30分以内で移動できる範囲（およそ中学校区）を指します。国は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目指してこの仕組みの構築を目指しています。

例えば、病院に入院すると医師・看護師・理学療法士などの多職種が協働して、患者さんにとつて必要な診療・看護・リハビリテーションなどが包括的に提供されます。介護施設であれば、介護中心ですが、何れも24時間365日、切れ目なく行われます。こうした多職種協働によるケアを地域で展開するのが地域包括ケアです。前述の通り、地域では医療依存度の高い要介護者が増えていきます。とりわけ、中重度の要介護者であれば、病院や介護施設で当たり前の24時間365日のケ

アが必要になります。しかし、地域では一つの病院や施設と違って、単一の事業者で全てを担うことは困難です。地域に点在する複数の医療機関や介護事業所などが緊密な連携をとつて臨まないことには包括的なケアにつながりません。このことが地域包括ケアを具現化するに当たっての大きな課題になります。また、地域で24時間365日のケアを実施するには、訪問診療や訪問看護はもとより、小規模多機能居宅介護や定期巡回・随時対応サービス（注）の普及が欠かせません。



一方で、地域包括ケアは医療や介護事業者だけで取り組むものではありません。とりわけ自治体によるマネジメントが重要ですが、他にも地域住民の参加が求められています。地域では単身や夫婦のみの高齢者世帯が増えています。高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、見守り・配食・買い物などの生活支援も欠かせません。こうした生活ニーズに対応するため、元気な高齢者も含め、地域住民が担い手となって参加する「互助」が求められています。

ここまでお読みになった方は、「地域包括ケアの考え方は分かるが、実現性に難あり」と思われたことでしょう。しかし、確実に進む高齢社会を前に立ち止まるわけにはいきません。国策とも言われるこの施策をリードしている「地域包括ケア研究会」（座長、田中滋氏）の報告書（第5回目）が公表されました。この中で地域包括ケアは、「あればより幸せ」でなく「不可欠な仕組み」として捉えるべきと強調しています。さらに、この仕組みは、画一的なものではなく、地域の数だけ「地域包括ケアシステム」があるとしています。

おわりに - 八王子保健生活協同組合でのとりくみ

当方が勤務している八王子保健生活協同組合（はちせい）では、地域包括ケアの推進を事業方針としています。この場合、地域包括ケアという国策にただ引きずられるのではなく、このとりくみが要介護者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）に資すると複眼的に捉えています。紙幅の都合上、詳細は省きますが、城山病院を中心に、クリニックや訪問看護、小規模多機能居宅介護や定期巡回・随時対応サービスなど複数の事業所を運営しつつ、地域の医療機関・介護事業所との連携強化を図り、地域における医療介護の一体的提供に努めています。さらに、医療・介護に続く新たな課題として、相互扶助を本旨とする生活協同組合の特性を活かした、互助としての生活支援を取り上げています。既に実施している住民主体の家事支援や移動支援活動をさらに豊かに育て、加えて気軽に立ち寄れる通いの場（サロン）を立ち上げていく計画です。

繰り返しになりますが、八王子市ではこの10年間で75歳以上の高齢者が51%も増えます。不安を煽ることは厳に慎まなければなりませんが、今後、介護が必要なのに介護サービスが受けられないといった問題が生じる懸念があります。高齢者増に比例して介護需要は増しますが、これに対応する介護職員を確保することが危ういからです。この点も踏まえ、地域包括ケアの推進は不可欠な課題です。当方の力量不足もあってこのテーマについてどれだけお伝えできたか、はなはだ疑わしい限りですが、少しでも関心を持っていただければ幸いです。

● 大久保孝彦 プロフィール ●

1981年、城山病院（現、八王子保健生活協同組合）に医療ソーシャルワーカーとして入職。その後、地域包括支援センター長や法人事務局長などを経て、2007年より現職。他に、東京都生活協同組合連合会理事、東京都社会福祉協議会評議員、八王子市社会福祉審議会委員などを務めている。

（注）「小規模多機能居宅介護」は、利用者の状況に合わせて、通い・訪問・泊まりを組み合わせて対応する。「定期巡回・随時対応サービス」は、住まいへの定期的な訪問や、通報を受けての随時対応を行う。何れも24時間365日のケアを担う在宅介護サービス。

相続についての話（7）

～相続の放棄



弁護士 真野文恵

被相続人が多くの借金を残して死亡した場合、相続人が被相続人の借金を引き継がないために、相続の放棄という方法があります。

1. 相続の放棄の方法

自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述をする必要があります。

この3か月のこととを「熟慮期間」といいます。

(1) 熟慮期間の起算日はいつですか。

「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」とは、被相続人の死亡の事実を知り、かつ、これにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときを言います。

また、3か月以内に相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、そのように信ずることに正当な理由がある場合には、熟慮期間は、相続財産の全部または一部の存在を認識したとき又は通常これを認識すべきときから起算すべきであるとするのが最高裁の立場です。

従って、被相続人の死亡の日から起算するのではありません。

(2) 熟慮期間の延長はできますか。

この3か月間では調査が完了せず、相続の放棄をすべきかどうかを決めかねる場合には、家庭裁判所に対し、期間の延長を求めるることができます。

(3) 家庭裁判所に対する申述

① どこの家庭裁判所に出しますか。

被相続人の死亡時の住所地を管轄する家庭裁判所です。

② 申述はどうすればよいですか。

家庭裁判所に対し相続放棄の申述申立書を提出します。この際、相続関係資料等を添付する必要があります。

2. 熟慮期間満了前でも、相続放棄ができなくなる場合がある。

民法は、相続人が相続財産の全部または一部を処分したときは単純承認したものとみなし、相続放棄ができなくなると規定しています。従って、相続人が「処分行為」をすると、被相続人の債務を承継しなければならなくなる場合があります。

民法のいう「処分行為」とはどのようなものでしょうか。

裁判例の中には、下記のようなものが問題となっています。

(1) 債権の回収

相続人が被相続人の有していた債権を取り立てて自分のものにしてしまったときは、処分行為に当たり、単純承認したものとみなされます。

(2) 形見分け

形見分けとして、故人の愛用していた時計、万年筆、ハンドバック、衣類等を分配しても、処分行為とは言えず、単純承認とはみなされません。

但し、形見分けに名を借りて、高価な骨董品、美術品、装飾品等を分配した場合には、単なる形見分けの域を超え、処分行為に当たると解されます。

(3) 葬儀の執行、仏壇や墓石の購入

相続人が相続財産の中から、葬儀費用、仏壇・墓石の購入費用を支出した行為は、原則として処分行為に当たらず、単純承認とはみなされません。

(4) 生命保険金

被相続人が生命保険契約をしていて、その死亡により保険金受取人に指定された相続人が保険金を受領したとしても、保険金は相続財産に含まれないので、処分行為に当たらず、単純承認とはみなされません。

3. 相続放棄の効果

相続放棄の申述が受理されると、その相続人は、初めから相続人でなかったことになります。

また、相続放棄は無条件・包括的になされる必要があり、相続財産のうち一部を放棄したり、条件や期限を付すことはできません。

但し、限定承認という相続形態があります。この限定承認は、相続人が一応相続を承認するが、相続によって得た積極財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済すべきことの条件を付して承認する相続形態です。

限定承認は、相続人全員が共同してのみ行うことができます。

4. 相続開始前に相続放棄ができますか。

相続開始前に、相続放棄をすることはできません。

また、相続開始前に、相続人が他の相続人との間で相続放棄の契約をしたり、他の相続人に相続放棄の意思表示をしても無効であるとされています。

5. 下記の図で甲が借金を残して死亡した場合

甲が借金を残して死亡した場合、W、A、Bは、それぞれ相続放棄をすることができます。

もし、Aだけが相続放棄をし、WとBは相続放棄をしなかった場合には、WとBの法定相続分は、2分の1ずつとなります。

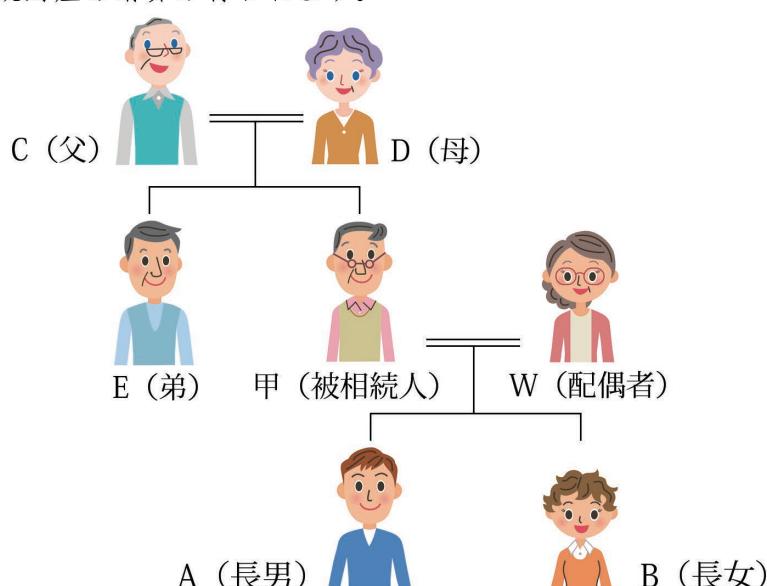
もし、A、B、Wがいずれも相続放棄をすると、第二順位であるCとDが相続人になります。

また、CとDがいずれも、死亡しているか相続を放棄すると、第三順位のEが相続人になります。

C、D、Eが相続放棄をする場合には、C、D、Eは、前順位の相続放棄の申述が裁判所に受理された後、それぞれ各人が甲の相続人になったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述を申し立てることになります。

このようにして、相続人全員が相続放棄をすると、相続人が不存在となります。

もし相続財産があれば、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続財産管理人により相続財産の清算が行われます。



企業ネットトラブルに関する法的対策

～ネット上の誹謗中傷等の書き込み対策～



弁護士 秋山 俊



1. はじめに

総務省の平成28年通信利用動向調査によれば、平成27年末におけるインターネット利用者数は、平成26年末より28万人増加して1億46万人（前年比0.3%増）、人口普及率は83.0%となりました。年齢階層別インターネットの利用状況は、13歳～59歳では9割を上回っており、60～79歳も上昇傾向にあります（詳細は、『平成28年版情報通信白書』参照）。

このように、消費者の多くがインターネットを利用している状況下では、企業側としても情報発信やコミュニケーションが容易になる等のメリットがある一方、それに伴う悪影響やトラブル等が多数報告され、問題視されるようになってきました。

そこで、今回は、「企業ネットトラブルに関する法的対策」シリーズ第1弾として、企業に対するネット上の誹謗中傷等の書き込みを取り上げ、その対策についてお話したいと思います。

2. 証拠の保全

誹謗や中傷の書き込みについて、たかがうわさ話として放置しておくと、真実であろうがなかろうが関係なく、大勢の人の目に触れ、その人を通してネット上で拡散され、ネット上から完全に消去できないという状態になり、結果的に企業の売上げの損失や信用の低下につながりかねません。ですので、風評被害の拡大を防止するためにも、適切に対応することが必要です。

自社に対する誹謗中傷やプライバシー侵害の書き込みがネット上でなされて困っている場合、まず証拠を保全してください。特に、訴訟を考えている場合は、発信者が削除することもありますので、事前に証拠を保存しておくことが必要不可欠です。

証拠の保全は、以下の項目について、データ等の保存及び印字を行うとよいでしょう。

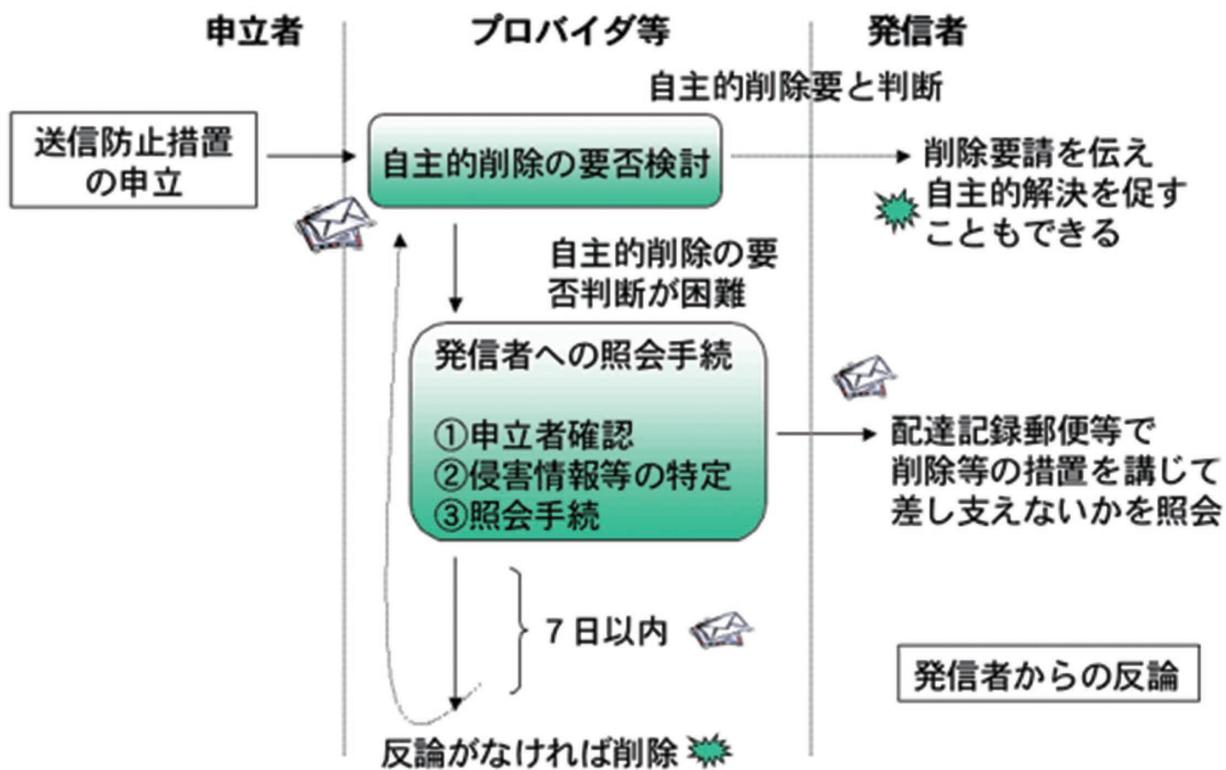
- ・対象となるウェブサイト、ブログ、掲示板、アプリなどの名称、URL
- ・書き込み、発信者を特定するための情報（投稿番号、投稿者ID、投稿日時など）
- ・問題と考える書き込みの内容、書き込みがされているページのキャプチャ画像

3. プロバイダ等に対する違法情報の削除請求等

（1）任意的手続

ウェブサイトやブログ、ネット掲示板等に自社に対する誹謗中傷の投稿がなされた場合、その開設者だけでなく、サーバ管理者、サービス運営会社（以下「プロバイダ等」といいます。）に対し、「送信防止措置依頼書」を送付して削除を依頼することができます。送信防止措置の流れは、右ページ上部の図のようになります（出典：ISP LAW プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト）。

プロバイダ等は、投稿内容が他人の権利を不当に侵害していると信じるに足りる相当の理由がある場合や、権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを開設者（発信者）に連絡しても7日以内に反論がない場合には、必要な限度において投稿を削除したことについて発信者から責任を問われることはありません。



(2) 法的手続

送信防止措置依頼を受けたプロバイダ等が発信者に削除要請するか否かはプロバイダによって対応が様々です。権利侵害の説明がしつかりなされていれば削除に応じるところが多い一方、対応が遅いところや送信防止措置には一切応じないところもあります。

その場合には、プロバイダ等を相手に削除請求の訴訟提起をすることができますが、速効性があるのは「侵害情報の削除を求める仮処分申立て」です。ただし、この申立てでは、侵害情報に対する削除請求権（被保全債権）が存在することのほか、保全の必要性の存在も要件となります。ですので、例えば、ネット上に誹謗中傷の書き込みが投稿されてから長期間が経過した後に発覚した場合など、侵害情報の発信から相応に時間が経過している場合には、保全の必要性が認められず本訴提起する以外に方法がない場合もありますので、注意してください。

また、プロバイダ等は、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがありますので、損害賠償請求を併せて行うことも考えられます。

4. 発信者個人に対する請求

自社に対する誹謗中傷の書き込みをした発信者個人を相手として、直接差止め（削除）請求や民事上の損害賠償請求をすることもできます。また、書き込まれた投稿内容が刑法上の「名誉毀損」、「侮辱」行為に該当したり、信用毀損罪や業務妨害罪が問題になったりする場合には、発信者個人を刑事告訴することもできます。

しかし、ネット上の誹謗中傷の書き込みのほとんどは匿名のため、通常発信者の氏名も連絡先も分かりません。もっとも、プロバイダ等は、インターネット上で開示請求者の権利が侵害されたことが明らかであるとき、かつ、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者の開示を受けるべき正当な理由があるときには、発信者情報を開示することができますので、これを求めることが必要です。具体的には、

- (1) プロバイダ等に対し「発信者情報開示請求書」を送付して開示を依頼し、サーバのアクセスログから判明する発信者が利用したインターネットサービスプロバイダ（ISP）のIPアドレスを開示されたら、
- (2) ISPに対し発信者の氏名及び住所の開示を求めます。ただし、通信の秘密（憲法21条2項）や個人情報保護の観点から、プロバイダ等が開示を拒否することがあり、アクセスログが残っていないことで開示できない場合もあります。



弁護士 古川 健太郎
弁護士 大山 晃平
弁護士 秋山 俊
弁護士 真野 文惠
弁護士 石井 廣子

〒192-0046 東京都八王子市明神町2丁目27番6号 文秀ビル5階

京王線「京王八王子駅」から徒歩1分
JR「八王子駅」から徒歩5分

お問い合わせ

TEL:042-646-2468 FAX:042-643-2451

URL:<http://www.8og-himawari.com>

(事務所ブログもご覧ください。)